

令和 7 年 7 月 1 8 日

民生環境常任委員協議会会議概要

委 員 長 関 貴 光

副委員長 山 本 武 朝

1 開催日時 令和7年7月18日（金曜日）午前9時59分～午前10時15分

2 開催場所 第2委員会室

3 報告事項

（1）指定管理者の募集等について

（2）共同経営・統合新病院整備に係る進捗状況について

○出席委員

委員長 関 貴 光

副委員長 山 本 武 朝

委員 小 熊 ひと美

委員 山 田 千 里

委員 木 村 淳 司

委員 竹 山 美 虎

委員 小豆畑 緑

○欠席委員

委員 万 徳 なお子

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長 佐々木 浩 文

福祉部長 白 戸 高 史

こども未来部長 大久保 綾 子

保健部長 千 葉 康 伸

市民病院事務局長 今 国 弘

環境部次長 齊 藤 寿 一

福祉部次長 福 島 清 裕

こども未来部次長 太 田 直 樹

保健部次長 福 士 秀 徳

市民病院事務局次長 小 鹿 正 憲

浪岡振興部次長 鳥谷部 雅 子

福祉政策課長 竹 内 巧

市民病院事務局総務課長 須 藤 静 路

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柿 崎 良 輔

議事調査課主査 山 下 貴 子

○関貴光委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。

本日は、万徳委員が体調不良のため欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「指定管理者の募集等について」報告を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）指定管理者の募集等につきまして、施設所管部が複数の部にまたがりますので、福祉部からまとめてその概要を御報告いたします。

配付資料を御覧ください。

今回、指定管理者の募集を予定している施設といたしましては、指定期間が今年度までとなっている施設のうち、当常任委員協議会が関係する 23 施設となっております。そのうち、福祉部所管が 1 番から 3 番までの 3 施設、こども未来部所管が 4 番から 12 番までの 9 施設、浪岡振興部所管が 13 番から 23 番までの 11 施設となります。利用料金制や募集形態、一括管理の有無の募集内容及び現在の指定管理者につきましては、資料の表中に記載のとおりであります。

なお、表の下に「※」で記載しておりますが、前回対象施設となっておりました施設のうち、高田児童館につきましては、令和 8 年 4 月から、高田小学校にその機能に移転することから、今回、募集は行わないこととしております。

また、浪岡中央児童館につきましては、令和 7 年 4 月から浪岡総合保健福祉センターへ機能に移転し、一体で管理を行っていた高齢者いきいきセンターにつきましても、令和 8 年 4 月から直営管理となることから、今回、募集は行わないこととしております。

次に、指定期間につきましては、いずれの施設も令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間となっております。

今後のスケジュールであります。8 月 1 日から募集要項の配布をし、申請書等の受付、選定評価委員会という審査を経て、指定議案について、令和 7 年第 4 回市議会定例会に提案する予定となっております。

報告は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「共同経営・統合新病院に係る進捗状況について」報告を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 それでは、資料の説明に入ります前に、前提といたしまして、今回の事業については県と市が共同で進めておりますことから、この発注契約業務そのものについては、県立中央病院のほうで行っているものであります。

ですので、従来の市の契約の発注に基づいて、皆様に報告を都度申し上げるとい

うよりは、事業の進捗として、必要なものについて、都度、今回のように皆様に報告させていただきたいというふうに考えております。その内容について御説明いたします。

資料を御覧ください。

初めに、「1 統合新病院新築基本設計コンストラクション・マネジメント業務」についてであります。目的が、共同経営・統合新病院の整備に当たりまして、今年度からの基本設計業務の着手に備えまして、設計者の選定や設計業務について、発注者側の補助者として技術的な中立性を保ちつつ、プロポーザルでの選定支援、設計の助言、工程・品質・コスト管理、法令遵守などの各種マネジメントを行うための専門的知識や実績を有する事業者へ業務を委託し、統合新病院整備を円滑に推進することを目的とするものであり、いわゆるハードものについて、私ども行政の側に立って支援をしていただけるための業務というふうなことになります。

「(1) 受託者」につきましては、本年4月に公募型プロポーザル方式で選定を行った結果、株式会社プラスPMと契約しております。

「(2) 委託期間」から「(4) 主な業務内容」につきましては、資料に記載のとおりとなります。

次に、「2 青森県と青森市の共同経営・統合新病院開院支援業務」についてであります。

統合新病院における運用・運営の仕組みや流れ、医療機器・什器備品・医療情報システム整備計画等の検討に当たりまして、専門的な知識や実績を有する事業者から支援を受けることにより、時期を失することなく建築計画への反映を行うなど、円滑な統合新病院の整備を進めることを目的とするものであります。こちらは、トータルの病院を統合するための様々な制度を作るため――運営、運用方法を変えとか、そういった部分の支援を建築と関連する部分を含めて並行的に、いわゆるソフト的な部分について、トータルでサポートをしていただくための業務になります。

「(1) 受託者」につきましては、本年5月に公募型プロポーザル方式で選定を行いまして、株式会社システム環境研究所東京事務所と契約しております。この相手につきましては、これまで基本計画を作る際に支援いただいた業者がそのまま、今回、相手になったものであります。

「(2) 委託期間」や、2ページにお進みいただきまして「(3) 委託料」「(4) 主な業務内容」につきましては、資料に記載のとおりとなります。

最後に、「3 統合新病院新築基本設計業務」についてであります。青森県立中央病院と青森市民病院を統合する病院の整備に向けまして、共同経営・統合新病院に係る基本計画に定める施設整備方針及び施設整備計画などの方向性を実現するための基本設計などを行うものであり、いわゆる基本設計業務ということになります。

こちらにつきましては、本年6月から公募型プロポーザル方式で受託者の募集を開始しておりまして、その選定作業を行っているところでございます。

「(1) 受託者」につきましては、本年9月中旬に技術提案書等の審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を経て選定し、同月下旬での契約締結の予定であります。

「(2) 委託期間」から「(4) 主な業務内容」までにつきましては、資料に記載のとおりとなります。

報告は以上であります。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。竹山委員。

○竹山美虎委員 確認です。基本設計コンストラクション・マネジメント業務の受託者、株式会社プラスPM、これはどちらの業者ですか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 本社を大阪に置いている業者ですが、その他、東京支社、福岡支店があります。

基本的には、この規模の病院のコンストラクション・マネジメント業務を行う業者というのが非常に限られておりまして、日本中でも、おおむね大手2社と言われている中の1社ということになります。

〔竹山美虎委員「なるほど、了解」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。木村委員。

○木村淳司委員 先ほど冒頭に、今回の報告というのは議会に通常、契約行為としてやる際の報告ではなくて、県の契約なので、その進捗状況を報告するものというふうな説明があったんですけども、今回、例えば議決案件になるような金額を超えた場合も、それは議決案件になるのではなくて、今回のような形での報告という形になるという理解でよろしいでしょうか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 議決案件になるようなものであれば本来、もちろん重要な案件というふうに認識しておりますので、都度、必要に応じて、その際には報告させていただきたいと。そして御意見をいただきたいと考えております。

○関貴光委員長 木村委員。

○木村淳司委員 当然、議決にはならないということでもいいんですか。

例えば、金額が、本来であれば地方自治法上の議決を必要とする案件となった場合も、それは議決ではなくて、報告という形になるという認識でよろしいですか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 制度上、契約案件として議決が必要なことについては、県議会の議決をとることになりますので、市議会として議決をいただくということは想定しておりません。

○関貴光委員長 木村委員。

○木村淳司委員 そうすると、契約の主体は県とその事業者の契約だから、市としては負担金のような形で出すということになっているので、議決はしないということなんですけれども、そうすると、やっぱり市側とするとちょっと関与が薄いのかなと。4割——きっちり4割の金額を今回も出しているので、かなりの金額が市から出ていきますから、それをしっかり見ていきたいなというところがあるので、建物ができてから経営統合という形ではなくて、独立行政法人にしても企業団にしても、早めにその統合を、来年度からでも再来年とかでも、できる限り早期にして企業団なり独立行政法人なりが、しっかり建設をしていくという形にさせていただかないと、市議会の関与はほぼゼロと。報告を受けて、ここでワーワー言っても何もならないということになっちゃうので、早めの経営統合というのを、そういった意味でも、新病院の建設に当たって市民が監視をしていくとか、しっかり評価をしていくという意味でも、建物ができてからではなくて、早期に経営統合していただきたいと要望します。

以上です。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 今、木村委員からお話があったことについて、きちんと適切に対応していきたいと考えております。

契約のプロポーザル等の審査委員についてですが、こちらについては県中央病院の契約案件ということではあります。現在、県病と市民病院、それぞれおおむね半数ぐらいずつになるように、きちんとそれぞれの審査員を選んで共同で契約を決めているということになりますので、都度、必要なものについては、皆様の御意見をいただけるタイミングで可能であれば行っていきたいと考えております。

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 私も木村委員と同じで、ちょっとそこの経緯が——県主導で契約するから、あえて市の議決案件、例えば建物の基本設計の委託料だと3億7100万円ですか。これ、4割負担にしても大きい額で通常であれば、議決案件だけどそうじゃないと。

やっぱりちょっと、市議会の意見がどう反映——後から報告を受けるというのが、いろんな意見を反映というのができにくいのかなと感じております。

逆に、契約とか様々なことをスムーズに進めるために、いちいち県と市の両方の議決をしていられないというのも少しは理解できますけれども、その辺はちゃんと市議会の意見を聞いていただくような形をとっていただければと思います。これは要望です。

そして、先ほどの病院の設計するに大手2社しかない。基本設計のほうで株式会社プラスPMが1つで、ちなみにもう1社というのはどういうところなんですか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 すみません、もう1社の名前は手元に資料が……

〔山本武朝委員「ごめん、急に振って、分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 いずれにせよ、かなり専門性の高い病院の運営、設計ということなので、今おっしゃったように、数社しかないということで、それは理解します。

今後は当然、建設、実施設計が伴って、地元企業も参入できるようなところをしっかりと担保していただければいいと思いますが、いかがでしょうか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 今回は、このコンストラクション・マネジメント会社は、基本的に私どもをサポートするっていうふうなことになります。

そうしますと、大手ゼネコン等であれば、工事の受注等を想定している会社については、その受注ができないという機会を失われるというふうなこともあります。

そういう意味で、なかなかこのコンストラクション・マネジメントとして、応募されてくる事業者というのはあまりないというふうなことが1つあります。この株式会社プラスPMという会社はむしろ、そういったことに特化して運営を展開されている事業者であることから、限られてくることもあろうかと思います。

今後、具体的な工事の整備というふうなことになりますと、今、委員からお話がありましたように、受注として、JV方式がいいのか、また、下請けとして、きちんとその計画を配慮していただく方法がいいのか、やはり事業規模が大きくなりますので、JVと言いましても審査の資格を得にくいというふうなところもありますが、地元に対しての関与については、県と市同様に要請しながら進めていきたいと思っています。

〔山本武朝委員「よろしくをお願いします」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。竹山委員。

○竹山美虎委員 何度も同じ話になるかもしれないけれども、やっぱり県立病院、市民病院の統合新病院なわけだから、市議会に対して、こういうふうになりました、報告しますでは、自分たちも議会として、ちゃんと関わっているのかということについて、しっかり市民に説明する責任もあるわけだから、はい決まりました、これをお願いします、了解と。案件によってはそういうものって、あるかもしれないけれども、ここは譲れないよというような意見とかいうのは、きっちり話し合いができる。そういうことは、しっかり担保してほしいと。要望です。

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。
これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)